

令和3年3月30日 招集

3月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年3月定例総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後2時30分から
- 2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール
- 3 出席農業委員 (19人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 楨田 土農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		
- 4 欠席農業委員 なし
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (15人)

5番 鈴木 隆	6番 青柳 一	7番 大滝 幸子
8番 尾張部 満	10番 高井 榮志英	11番 中野 文和
14番 本間 真由美	15番 八木 寿久	16番 赤川 勢一
17番 小林 克巳	18番 高橋 仁	21番 小林 守
22番 竹内 隆明	24番 岡村 直樹	27番 長谷川 一利
- 6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭	事務局次長 佐々木 徹
農地係長 宮川 一也	農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第8号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第9号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第11号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第10号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時30分

事務局長	定刻になりましたので、これより3月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日、農業委員は全員出席していますので、会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告します。 また、合わせて15名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告します。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、10番、堀内多計司委員、11番、大島伸吾委員を指名します。 引き続き日程第2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第8号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第11号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局の説明をお願いします。
事務局（農地係長）	農地系の宮川でございます。私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第8号及び第9号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 議案書1ページをご覧ください 議案第8号「農地法第4条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。 1号案件は、巻地区において、農業経営者である転用事業者が、農機具の格納スペースを確保するため農作業所の増築を行うとともに、普段より必要となっていた通路敷地等を整備すべく造成を行う計画でございます。 この転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 調査委員会に付託されている案件でございます。 議案書2ページをご覧ください。 議案第9号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」ご説明します。 1号案件は、岩室地区において、ガス事業を営む転用事業者が、現在、必要となつて

	<p>いる管理車両及びガス管の置場を確保するため、既存施設の隣接にある申請地を買い受け、造成を行う計画でございます。</p> <p>2号案件は、中之口地区において、平成30年に法人を設立し農業を営む転用事業者が、これまでの構成員が所有する農業用施設を利用した農作業から、法人施設に集約し効率的な作業体系とするため、申請地を買い受け、乾燥調製施設を建設する計画でございます。</p> <p>なお、申請地は、県営基盤整備事業福島地区の換地予定地ではございますが、この度の申請にあたり、新潟県より創設非農用地としての認可を受け、令和2年12月28日には中之口農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更もなされたところでございます。</p> <p>これらの転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件でございます。</p> <p>続きまして、議案第11号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。本日お配りいたしました追加議案書1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1号案件は、潟東地区において、申請地を父から子へ世帯内贈与を行うものでございます。</p> <p>2号案件は、中之口地区において、基盤整備事業により換地となった申請地を父と経営主である子が使用貸借権の設定を行うものでございます。</p> <p>3号案件は、中之口地区において、耕作不便となっている申請地を隣接農地の耕作者である譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>4号及び5号案件は、巻地区において、いずれも、耕作不便となっている申請地を隣接農地の耕作者である譲受人へ贈与するものでございます。</p> <p>以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長（農地部会長）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>
<p>8番（小林喜一郎委員）</p>	<p>それでは、去る25日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長はわたくし小林喜一郎が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請2件でありました。別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページ及び2ページにあります農地法第3条、許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました「現地調査確認調書」に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長（農地部会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p>

	ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長(農地部会長)	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第8号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について採決します。提案のとおり申請を許可することすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第9号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について採決します。提案のとおり申請を許可することすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。 続きまして、議案第11号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について採決します。提案のとおり許可相当とすることすることに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農地部会長)	皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。 続きまして、報告事項に移ります。 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上5件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局(農地係長)	農地係の宮川でございます。私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。 議案書3ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告します。 まず、岩室地区でございます。 3ページ1号から3号の3件、4筆、6,808㎡がこの度の解約地となっております。 続きまして、西川地区でございます。 3ページ4号から5ページ10号の7件、10筆、71,629㎡がこの度の解約地となっております。 続きまして、瀧東地区でございます。 5ページ11号から6ページ16号の6件、31筆、27,979㎡がこの度の解約地となっております。 続きまして、中之口地区でございます。 6ページ17号から7ページ21号の5件、12筆、9,804㎡がこの度の解約地となっております。 最後に、巻地区でございます。 8ページ22号から10ページ32号の11件、38筆、52,353㎡がこの度の解約地

	<p>となっております。</p> <p>続きまして、11ページ及び12ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて16件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。</p> <p>なお、当委員会への利用権設定等の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、13ページをご覧ください。「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告申し上げます。</p> <p>1号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、14ページをご覧ください。「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は西川地区において、「住宅及び工場建築敷地」として転用の届け出がございました。</p> <p>2号は巻地区において、「駐車場造成敷地」として転用の届け出がございました。</p> <p>いずれも、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、15ページ及び16ページをご覧ください。「農地法第5条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は西川地区において「携帯基地建設に係る工事ヤード敷地」として一時転用の届け出がございました。</p> <p>2号、3号及び4号は西川地区において、「個人住宅建築敷地」「併用住宅建築敷地」「集合住宅建築敷地」としてそれぞれ届け出がありました。</p> <p>5号は巻地区において「農作業所建築敷地」として届け出がありました。</p> <p>6号は巻地区において「宅地分譲地造成敷地」として届け出がありました。</p> <p>以上6件につきましては、いずれも受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありますか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<p><増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ></p>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第10、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。それでは、お手元の議案書の議案第10号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」についてご説明いたします。</p> <p>議案第10号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。</p>

	<p>まず、はじめに（２－２：一般案件）を、お願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和３年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間３年は、岩室地区１件、田、3,539㎡、潟東地区４件、田、23,182㎡、中之口地区１件、田、1,982㎡、巻地区５件、田、21,079㎡、畑、1,614㎡、計22,693㎡、合計１１件で、田畑の計、51,396㎡です。</p> <p>契約期間６年は、岩室地区２件、田、16,779㎡、西川地区１件、田、575㎡、潟東地区４件、田、10,533㎡、畑、318㎡、計10,851㎡、中之口地区４件、田、25,818㎡、巻地区５件、田、18,123㎡、合計１６件で、田畑の計、72,146㎡です。</p> <p>契約期間１０年は、岩室地区４件、田、33,670㎡、西川地区１件、田、22,742㎡、畑、165㎡、計22,907㎡、潟東地区１７件、田、79,696㎡、畑、56㎡、計79,752㎡、中之口地区５件、田、33,442㎡、巻地区９件、田、91,469㎡、畑、133㎡、計91,602㎡、合計３６件で、田畑の計261,373㎡です。以上、新規の合計は６３件、田畑の計384,915㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、１ページ１号から１３ページ６３号に記載のとおりです。</p> <p>次に所有権移転です。実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございますが、今日は、交換はございませんでした。</p> <p>売買は、西川地区１件、田、12,682㎡、潟東地区２件、田、4,568㎡、中之口地区１件、田、2,678㎡、巻地区２件、田、1,860㎡、合計６件で、田の計21,788㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、１４ページ１号から１５ページ６号に記載のとおりです。</p> <p>実績表の２ページ目は、今ほどの合計表でございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>なお、１６ページ１号から１７ページ６号は、利用権の移転で耕作者の変更でございます。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（２－２：農地中間管理事業関連）をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和３年 利用権促進事業（農地中間管理事業）地区別実績表の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間３年（の区分）は、西川地区１１件、田、65,600㎡、潟東地区６件、田、94,262㎡、畑、672㎡、計94,934㎡、中之口地区１件、田、388㎡、巻地区６件、田、42,067㎡、合計２４件で、田畑の計202,989㎡です。</p> <p>契約期間６年（の区分）は、岩室地区１件、田、3,790㎡です。</p> <p>契約期間１０年（の区分）は、岩室地区１８件、田、55,678㎡、畑、840㎡、計56,518㎡、西川地区５４件、田、372,381㎡、畑、2,434㎡、計374,815㎡、潟東地区５件、田、41,100㎡、中之口地区２件、田、26,788㎡、巻地区８件、田、78,295㎡、畑、231㎡、計78,526㎡、合計８７件で、田畑の計577,747㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は１１２件、田畑の計、784,526㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、１ページ１号から、２３ページ１１２号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の２ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、（２－１：一般案件）及び（２－２：農地中間管理事業関連）いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たすと考えられるものでございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興	事務局の説明が終わりました。

部会長)	ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移りますが、委員に関する案件がありますので、先議します。 2-1、一般案件の4ページ16号、17号については、関係委員14番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 14番委員 退席>
議長(農政振興部会長)	それでは、4ページ16号、17号の案件について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 14番委員 入場>
議長(農政振興部会長)	それでは、審議を続けます。 2-1、一般案件の4ページ18号、5ページ22号、16ページ2号から4号については、関係委員1番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 1番委員 退席>
議長(農政振興部会長)	それでは、4ページ18号、5ページ22号、16ページ2号から4号について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。 関係委員の入場を許します。
	<関係委員 1番委員 入場>
議長(農政振興部会長)	それでは、審議を続けます。 2-1、一般案件の10ページ50号については、関係委員3番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 3番委員 退席>
議長(農政振興部会長)	それでは、10ページ50号について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。

	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 3番委員 入場>
議長(農政振興部会長)	それでは、審議を続けます。 2-1、一般案件の16ページ1号については、関係委員8番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 8番委員 退席>
議長(農政振興部会長)	それでは、16ページ1号について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありますか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 8番委員 入場>
議長(農政振興部会長)	それでは、審議を続けます。 2-2、農地中間管理事業関連の4ページ16号については、関係委員17番委員の退席をお願いします。
	<関係委員 17番委員 退席>
議長(農政振興部会長)	それでは、4ページ16号について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありますか。
	(異議なし)
議長(農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり承認することに決定します。関係委員の入場を許します。
	<関係委員 17番委員 入場>
議長(農政振興部会長)	それでは審議を続けます。 以上で委員に関する案件は終わりました。 続きまして、委員に関する案件以外について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありますか。
	(異議なし)

議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和3年3月14日に公告の予定です。 引き続き、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画（案）について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>それでは、別冊の報告事項「新潟市農用地利用配分計画(案)について」をお願いいたします。 表紙をめくっていただきまして、地区別実績表でございます。 利用権設定の契約期間3年（の区分）は、西川地区11件、田、65,600㎡、潟東地区6件、田、94,262㎡、畑、672㎡、計94,934㎡、中之口地区1件、田、388㎡、巻地区6件、田、42,067㎡、合計24件で、田畑の計202,989㎡です。契約期間6年（の区分）は、岩室地区1件、田、3,790㎡です。 契約期間10年（の区分）は、岩室地区18件、田、55,678㎡、畑、840㎡、計56,518㎡、西川地区54件、田、372,381㎡、畑、2,434㎡、計374,815㎡、潟東地区5件、田、41,100㎡、中之口地区2件、田、26,788㎡、巻地区8件、田、78,295㎡、畑、231㎡、計、78,526㎡、合計87件で、田畑の計577,747㎡です。 以上、新規の合計は、112件、田畑の計、784,526㎡でございます。 詳細につきましては、1ページ1号から、23ページ112号に記載のとおりでございます。 実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。 先ほどの議案第10号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画(案)を作成した内容となっています。 なお、24ページ1号から25ページ10号は中間管理権の移転で、耕作者を変更するものです。説明は、以上でございます。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。 ただいまの報告にご質問はありますか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認することに決定します。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。 最初に私から報告します。 西蒲原土地改良区西地区委員会に来賓として出席し、あいさつと西蒲区農業委員会の概要や新潟市内6農業委員会の統合についてお話ししました。次に農産物合同表彰式ということで、今までは、柿、いちじく、ネギ、すいかについて別々に表彰式を行ってききましたが、コロナの影響もあって、今年度より区役所でまとめて区長より表彰をいただき、私も来賓として出席しました。次に、北陸農政局長と農業三団体との意見交換会ということで、土地改良区や農協の関係者と市内6農業委員会の会長で行いました。農業委員会としては、今までは小さい農家を辞めてもらって大規模農家を育てることが国の方針で、補助金も付いてきたと思うんですが、ここへ来ると、受け手がいない、受け</p>

	手を育てなければいけない、と農政局長に訴えました。 続いて事務局よりお願いします。
事務局（次長）	委員の皆さん、お疲れ様です。次長の佐々木でございます。 私より3月の会務報告及び4月の業務予定について報告いたします。 本日配付しました資料1をご覧ください。 3月の会務報告は、ご覧のとおりです。 次に、裏面が現時点での4月の業務予定となっております。 事務局職員の研修会の開催の予定はありますが、今のところ、委員の皆さんについて大きな行事はありません。 4月の調査委員会は26日の開催で、第1調査委員会の委員の皆さんが担当となります。よろしくお願いします。 次に、4月の定例総会は30日に本日と同じく、ここ巻地区公民館で開催の予定です。私からは以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	（なし）
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして3月定例総会を終了します。

閉会時間：午後3時15分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 堀 内 多計司

署名委員 大 島 伸 吾

